資料６

人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査について

〇基本条例（抄）
第１１条　市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

調査の実施（案）

・調査地域：国立市全域
・調査方法：郵送、ＷＥＢ調査
・調査対象：国立市在住の満１８歳以上の男女３，０００人
・抽出方法：住民基本台帳からの層化無作為抽出
・調査時期：令和６年１０月頃